

## 補足

### ※1

公立学校の教員採用選考だけでなく、国・私立学校等の採用を含みます。また、対象となる学校種は以下のとおりです。

対象となる学校種

- ・学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

### ※2

大学院に在籍中で、教員採用選考等に合格し、大学院修了まで採用延期制度等により在籍する者を含みます。大学院修了後（既卒者として）に正規教員の採用内定を得た場合は返還免除の対象となりません。また、臨時的任用の者や非常勤講師は対象者に含まれません。

### ※3

修士課程、博士前期課程、専門職学位課程が対象となります。

### ※4

返還免除の対象となる教職大学院以外の大学院の修了者の要件について教師に求められる高度の専門性の確保及び教師志願者の拡大の両観点から、次の（ア）（イ）の双方を満たす者を対象とすることとします。

（ア）大学院において教職課程を履修し専修免許状を取得していること（採用選考等に当たり特別免許状の授与を受ける場合も含む）

（イ）大学院において、学校等での実習を必須とする科目（教職課程認定を受けているものに限る。）を少なくとも1単位以上取得し、学校等での実習の実時間を概ね30時間以上確保していること。実習の場は、大学の連携協力校など、実習を行う学生への指導体制がとれる学校等とする。また、学校教育に関する実習である必要があることから実習の場は学校であることが望ましいが、専門分野や教職に深く関連する、社会福祉施設や社会教育施設等の関係機関も含まれる。